

周南市地域防災計画本編・震災対策編【令和5年改訂案】新旧対照表

- | | | |
|---|-----------------------|---------|
| 1 | 山口県地域防災計画修正に伴うもの | P 1 ~ |
| 2 | 災害本部体制の見直しに伴うもの | P 1 5 ~ |
| 3 | その他関係機関等からの意見等を踏まえたもの | P 1 6 ~ |

「周南市地域防災計画本編・震災対策編【令和5年改訂（案）】」新旧対照表

旧	新
<p>1 山口県地域防災計画修正に伴うもの</p> <p>【本編】</p> <p>第2編 平時からの備え</p> <p>第1章 防災意識・知識の普及啓発</p> <p>第2節 防災知識の普及啓発</p> <p>第1項 市の役割</p> <p>3 市民に対する普及啓発</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)災害時の家庭内の連絡体制の確保</u></p> <p><u>(5)災害時の地域内の避難体制の確保</u></p> <p><u>(6)その他</u></p> <p>第4章 火災の予防</p> <p>第1節 一般火災予防</p> <p>第6項 文化財防火対策の推進</p> <p>1 予防対策実施責任者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)予防対策指導</p> <p><u>県教育委員会(社会教育・文化財課)及び市教育委員会(生涯学習課)</u></p> <p>第6章 産業災害の予防</p> <p>第2節 危険物等災害予防</p> <p>第2項 石油類等の災害予防対策(消防法、労働安全衛生法)</p> <p>1 石油類等の危険物の範囲(<u>消防法第2条別表、労働安全衛生法施行令</u>)</p> <p>第5項 ガス工作物、ガス用品の災害予防対策</p> <p>1 ガス工作物の災害予防対策(ガス事業法)</p> <p>(1)経済産業局長の行う予防対策(法第20条、21条、32条、57条、61条、68条、82条、84条、94条、101条、172条、176条)</p> <p>第6項 電気工作物、電気用品の災害予防対策</p> <p>4 電気用品の災害予防対策(電気用品安全法)</p>	<p>1 山口県地域防災計画修正に伴うもの</p> <p>【本編】</p> <p>第2編 平時からの備え</p> <p>第1章 防災意識・知識の普及啓発</p> <p>第2節 防災知識の普及啓発</p> <p>第1項 市の役割</p> <p>3 市民に対する普及啓発</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)避難場所等における性暴力・DVを防止する意識の普及啓発</u></p> <p><u>(5)災害時の家庭内の連絡体制の確保</u></p> <p><u>(6)災害時の地域内の避難体制の確保</u></p> <p><u>(7)その他</u></p> <p>第4章 火災の予防</p> <p>第1節 一般火災予防</p> <p>第6項 文化財防火対策の推進</p> <p>1 予防対策実施責任者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)予防対策指導</p> <p><u>県(文化振興課)及び市教育委員会(生涯学習課)</u></p> <p>第6章 産業災害の予防</p> <p>第2節 危険物等災害予防</p> <p>第2項 石油類等の災害予防対策(消防法、労働安全衛生法)</p> <p>1 石油類等の危険物の範囲(<u>消防法別表第一、労働安全衛生法施行令</u>)</p> <p>第5項 ガス工作物、ガス用品の災害予防対策</p> <p>1 ガス工作物の災害予防対策(ガス事業法)</p> <p>(1)経済産業局長の行う予防対策(法第20条、21条、32条、57条、61条、68条、82条、84条、94条、<u>96条</u>、101条、172条、176条)</p> <p>第6項 電気工作物、電気用品の災害予防対策</p> <p>4 電気用品の災害予防対策(電気用品安全法)</p>

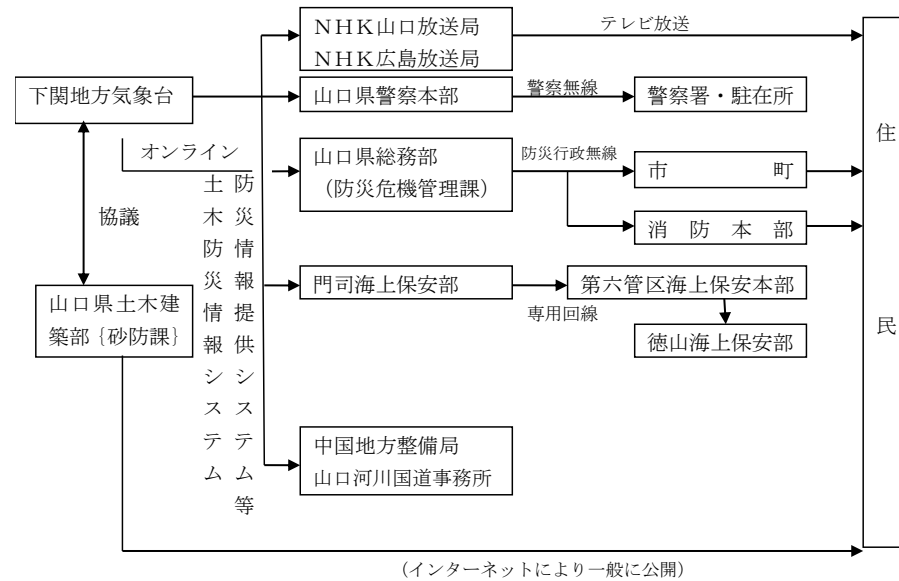
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 経済産業大臣(又は経済産業局長)の行う予防対策(法第3条、5条、11条、12条、<u>42条の5</u>、45条、46条、46条の2)</p> <p>経済産業大臣(又は経済産業局長)は、電気用品による危険及び障害の発生を防止するため、電気用品の製造(又は輸入)の事業を行う者の届出の受理、工場等の立入検査を行い、業務の方法の改善、表示の禁止、電気用品の<u>回収</u>、その他必要な措置を<u>電気用品製造(又は輸入)事業者</u>等に命ずることができる。</p> <p>第3節 地下埋設物災害予防</p> <p>第1項 工事現場安全管理体制の確立</p> <p>2 現場責任者の指定</p> <p>責任者を指定し、現場における工事の<u>施行</u>に関する指揮をとる。</p> <p>第2項 安全対策</p> <p>1 工事<u>施行</u>に係る安全対策</p> <p>工事<u>施行</u>にあたっては、道路法、道路交通法、消防法等、その他公署からの命令事項を遵守して工事を行うよう義務づけ、なお、工事<u>施行者</u>においても監督を行う。</p> <p>3 他の<u>施行</u>工事との連絡協調</p> <p>道路管理者主催の調整会議、企業者間打合せ会議等において工事について十分、打合せを行い、工事の<u>施行</u>中においても連絡を密にして協調を図る。</p> <p>第3編 災害発生に備える</p> <p>第2章 災害情報の収集・伝達</p> <p>第2節 災害情報計画</p> <p>第4項 土砂災害警戒情報(気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び55条、土砂災害防止法第27条)</p> <p>4 発表基準</p> <p>(1)警戒基準</p> <p>大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。<u>また、警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼び掛ける必要があると認められる場合、土砂災害への警戒を改めて呼びかける必要があると認められる場合等には、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報を発表するものとする。</u></p> <p>(2)警戒解除基準</p> <p>降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 経済産業大臣(又は経済産業局長)の行う予防対策(法第3条、5条、11条、12条、<u>42条の5(経済産業大臣のみ)</u>、45条、46条、46条の2)</p> <p>経済産業大臣(又は経済産業局長)は、電気用品による危険及び障害の発生を防止するため、電気用品の製造(又は輸入)の事業を行う者の届出の受理、工場等の立入検査を行い、業務の方法の改善、表示の禁止、電気用品の<u>提出</u>、その他必要な措置を<u>電気用品製造(又は輸入)事業者</u>に命ずることができる。</p> <p>第3節 地下埋設物災害予防</p> <p>第1項 工事現場安全管理体制の確立</p> <p>2 現場責任者の指定</p> <p>責任者を指定し、現場における工事の<u>施工</u>に関する指揮をとる。</p> <p>第2項 安全対策</p> <p>1 工事<u>施工</u>に係る安全対策</p> <p>工事<u>施工</u>にあたっては、道路法、道路交通法、消防法等、その他公署からの命令事項を遵守して工事を行うよう義務づけ、なお、工事<u>施工者</u>においても監督を行う。</p> <p>3 他の<u>施工</u>工事との連絡協調</p> <p>道路管理者主催の調整会議、企業者間打合せ会議等において工事について十分、打合せを行い、工事の<u>施工</u>中においても連絡を密にして協調を図る。</p> <p>第3編 災害発生に備える</p> <p>第2章 災害情報の収集・伝達</p> <p>第2節 災害情報計画</p> <p>第4項 土砂災害警戒情報(気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び55条、土砂災害防止法第27条)</p> <p>4 発表基準</p> <p>(1)警戒基準</p> <p>大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。</p> <p>(2)警戒解除基準</p> <p>降雨指標が基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想される時とする。</p>
---	---

時とする。

ただし、無降雨状態が長時間連続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数や土砂災害の発生状況等を考慮し、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議の上で警戒を解除できるものとする。

8 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



第4章 事前措置及び応急公用負担

第2節 応急公用負担

第4項 水防管理者(市長)、消防機関の長の権限(水防法第24条、第28条、第45条)

1 物的公用負担(水防法第28条)

(1)(2) (略)

(3) 車両、その他運搬用器具の使用

第5項 警察、海上保安官の権限(災対法第64条第7項、第65条第2項、第63条第2項)

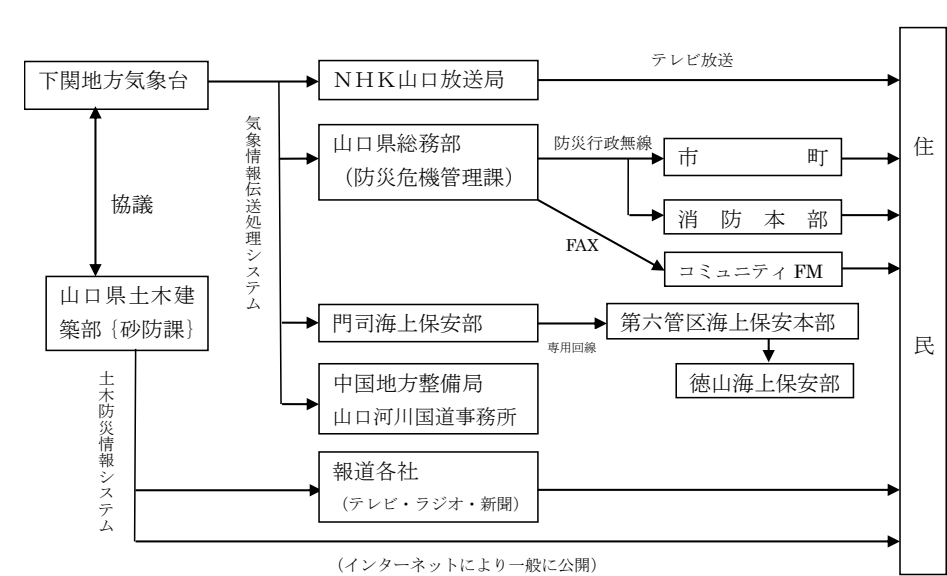
市長もしくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの要求があったときは、市長の公用負担の職権を行う。

第5章 避難計画

ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

8 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



第4章 事前措置及び応急公用負担

第2節 応急公用負担

第4項 水防管理者(市長)、消防機関の長の権限(水防法第24条、第28条、第45条)

1 物的公用負担(水防法第28条)

(1)(2) (略)

(3) 車両、その他運搬用機器若しくは排水用機器の使用

第5項 警察、海上保安官の権限(災対法第64条第7項、第65条第2項、第63条第2項)

市長もしくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、市長の公用負担の職権を行う。

第5章 避難計画

<p>第2節 避難所の設置運営 第1項 避難所の開設・運営 2 避難所の管理運営 (1)～(5) (略) (6)避難所の運営にあたっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの確保、<u>男女のニーズの違い等、多様な主体の視点等に配慮する。</u> 特に、高齢者、障害者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的時実施する。 <u>(7)避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</u> <u>(8)新型コロナウイルス感染症等の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた避難所運営が必要となる。避難者の受入時には体調の聞き取りを行い、他の避難者との間隔を広めに確保するよう誘導し、避難者が増えてきた場合には、避難所用のテント等を活用する。</u></p>	<p>第2節 避難所の設置運営 第1項 避難所の開設・運営 2 避難所の管理運営 (1)～(5) (略) (6)避難所の運営にあたっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの確保等に配慮する。 特に、高齢者、障害者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的時実施する。 <u>(7)避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮する。</u> 特に、<u>女性や子供等に対する性暴力・DV の発生を防止するため、男女ペアによる巡回警備、トイレ・更衣室・入浴施設等を昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設するなど、安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u> <u>(8)やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</u> <u>(9)避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</u> <u>(10)新型コロナウイルス感染症等の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた避難所運営が必要となる。避難者の受入時には体調の聞き取りを行い、他の避難者との間隔を広めに確保するよう誘導し、避難者が増えてきた場合には、避難所用のテント等を活用する。</u></p>
<p>第6章 水防計画 第1項 水防実施機関の業務及び責任 1 市(水防管理団体・法第3条) (1) (略) (2)洪水浸水想定区域の指定があった場合 <u>洪水予報河川及び水位周知河川について、県知事が指定した洪水浸水想定区域をその区域に含む場合は、市地域防災計画において定められた洪水予報及び氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるとともに、洪水浸水想定区域内の地下街等又は</u></p>	<p>第6章 水防計画 第1項 水防実施機関の業務及び責任 1 市(水防管理団体・法第3条) (1) (略) (2)洪水浸水想定区域の指定があった場合(法第15条) <u>① 浸水想定区域ごとに、次の事項を市地域防災計画に定めるものとする。</u> <u>ア 洪水予報等の伝達方法</u> <u>イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u> <u>ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮</u></p>

社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設若しくは大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの(所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。)がある場合については、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報及び氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の伝達方法を定めるものとする。

また、住民に周知させるため、これらの事項(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の土砂災害警戒区域を含む市にあっては、同法第8条第3項に規定する事項又は津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第53条第1項の津波災害警戒区域を含む市にあっては、同法第55条に規定する事項を含む。)を記載した印刷物(ハザードマップ等)の配布その他必要な措置を講じる。(法第15条)

第7項 水防警報(法第2条、第16条)

2 水防警報の種類、内容及び発表時期(知事が発する水防警報)

① (略)

② 海岸

種類	内容	発令時期
準備	1 陸閘の操作 2 防潮水門・排水機場の運転準備及び運用開始 3 危険箇所への応急措置 4 住民への警戒呼びかけ	気象状況等により、高潮等の危険が予測されるとき。 高潮注意報、高潮警報が発表された直後又は高潮発生が予測される12時間程度前に発表する。

第4編 災害時の対応

第2章 要配慮者の支援

第1節 避難誘導・避難所の管理等

第1項 避難誘導

4 避難行動要支援者名簿の活用

市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿の情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内に地下街等で洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下洪水時等)に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの又は大規模工場等で洪水時等に浸水の防止を図ることが必要なもの(所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。)がある場合には、当該施設の名称及び所在地オ エにおいて、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

カ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

② 上記①に掲げられた事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)の配布その他必要な措置を講じなければならない。

第7項 水防警報(法第2条、第16条)

2 水防警報の種類、内容及び発表時期(知事が発する水防警報)

① (略)

② 海岸

種類	内容	発令時期
準備	1 陸閘の操作 2 防潮水門・排水機場の運転準備及び運用開始 3 危険箇所への応急措置 4 住民への警戒呼びかけ	気象状況等により、高潮等の危険が予測されるとき。 高潮警報の発表に伴い配備した直後、台風の接近等に伴う高潮注意報発表を受けて水防関係各課の指示により配備した直後、又は高潮発生が予測される12時間程度前に発表する。

第4編 災害時の対応

第2章 要配慮者の支援

第1節 避難誘導・避難所の管理等

第1項 避難誘導

4 避難行動要支援者名簿等の活用

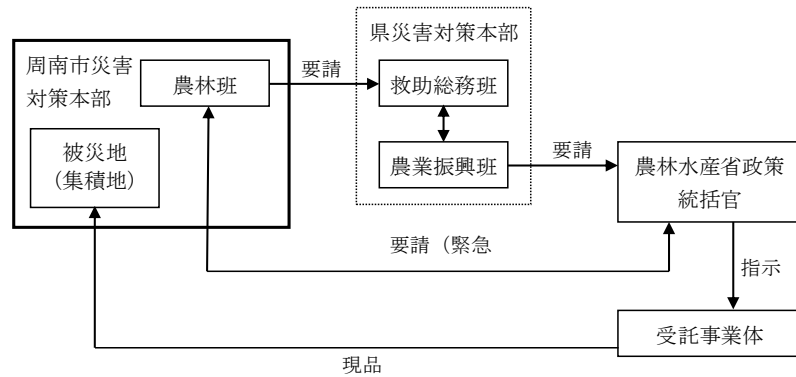
市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

<p>第2項 避難所の設置・運営</p> <p>1 避難所の管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置する。</p> <p>(3) 避難所において、高齢者、障害者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。</p> <p>また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や<u>女性</u>の視点等に配慮する。</p> <p>第3節 平常時からの備え</p> <p>第1項 社会福祉施設、病院等の対策</p> <p>1 組織体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図る。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。</u></p> <p>第4項 防災知識の普及啓発・訓練</p> <p>1 防災知識等の普及啓発</p> <p>(1) 高齢者、障害者等及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等<u>男女双方</u>の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>第5項 避難所対策</p> <p>(1) 要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定や、社会福祉施設、病院等のうち入所・入院施設が避難する際の施設専用避難所の指定に努める。</p>	<p>第2項 避難所の設置・運営</p> <p>1 避難所の管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置する。</p> <p><u>介護職員などの福祉人材が不足する場合は、県に応援要請を行う。</u></p> <p>(3) 避難所において、高齢者、障害者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。</p> <p>また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や<u>多様な主体</u>の視点等に配慮する。</p> <p>第3節 平常時からの備え</p> <p>第1項 社会福祉施設、病院等の対策</p> <p>1 組織体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図る。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な非難を確保するため、防災体制に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告しなければならない。</u></p> <p>第4項 防災知識の普及啓発・訓練</p> <p>1 防災知識等の普及啓発</p> <p>(1) 高齢者、障害者等及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等<u>多様な主体</u>の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>第5項 避難所対策</p> <p>(1) 要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定や、社会福祉施設、病院等のうち入所・入院施設が避難する際の施設専用避難所の指定に努める。また、福祉避難所として指定する際には、必要に応じ</p>
--	---

<p>第3章 保健衛生・動物愛護管理</p> <p>第2節 遺体対策</p> <p>第1項 遺体の搜索</p> <p>1 実施機関</p> <p>(1)市</p> <p>遺体搜索は、市において賃金職員等を雇い上げ、<u>市民の協力も得ながら、搜索に必要な機械器具等を借上げて実施する。</u></p> <p>(4)徳山海上保安部</p> <p>①～③ (略)</p> <p>第4節 動物の愛護管理</p> <p>第1項 特定動物の逃走防止等</p> <p>2 実施方法</p> <p>飼養者は、災害の発生に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、災害が発生したときには、<u>速やかに特定動物の保護ならびに特定動物の逸走を防止する措置を行う。</u></p> <p>第2項 被災動物の救護</p> <p><u>災害時には、飼い主不明や負傷した愛護動物の発生等が考えられ、これらの被災動物の救護等について適切な対応が求められる。</u></p> <p><u>このため、県、関係機関、関係団体等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。</u></p> <p>1 実施機関等</p> <p>原則、飼い主とするが<u>困難な場合は、県及び市が関係機関と連携して実施する。</u></p> <p>2 飼い主の責務</p> <p><u>飼い主は逸走した動物が飼い主の元に帰ることができるようにするため、名札やマイクロチップ等で所有者明示を行うよう努める。</u></p> <p>3 被災動物の救護体制</p> <p>(1)被災地域における愛玩動物の保護・収容</p> <p><u>(公社)山口県獣医師会は、飼い主不明や負傷した愛玩動物の保護、収容、治療等を行</u></p>	<p><u>て受入れ対象者を特定して公示するものとし、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u></p> <p>第3章 保健衛生・動物愛護管理</p> <p>第2節 遺体対策</p> <p>第1項 遺体の搜索</p> <p>1 実施機関</p> <p>(1)市</p> <p>遺体搜索は、市において賃金職員等を雇い上げ、<u>搜索に必要な機械器具等を借上げて実施する。</u></p> <p>(4)徳山海上保安部</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>④ 市が行う行方不明者搜索に協力する。</u></p> <p>第4節 動物の愛護管理</p> <p>第1項 特定動物の逃走防止等</p> <p>2 実施方法</p> <p>飼養者は、災害の発生に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、災害が発生したときには、<u>速やかに特定動物の保護及び特定動物の逸走を防止する措置を行う。</u></p> <p>第2項 被災動物の救護</p> <p>(削除)</p> <p>1 実施機関等</p> <p>原則、飼い主とする。<u>ただし、困難な場合は、県及び市が関係機関と連携して実施する。</u></p> <p>2 飼い主の責務</p> <p><u>(1)平時からペットの健康管理、しつけ、マイクロチップ等による所有者明示及びペット用備蓄品の確保を行うよう努める。</u></p> <p><u>(2)避難する際は、ペット用備蓄品を持ってペットと同行し、適正な管理に努める。</u></p> <p>3 被災動物の救護体制</p> <p>(1)県</p> <p><u>① 災害発生時には災害に伴う被災地域、被災状況の情報収集を行う。</u></p>
--	--

<p>うため、動物救護本部を設置する。</p> <p>市及び県は、(公社)山口県獣医師会に協力し、必要な支援を行う。</p> <p>県は飼い主不明や負傷した愛玩動物について、市町、関係団体等と協力して保護し、動物愛護センター又は保健所の収容施設に収容する。</p> <p>(2) 愛玩動物の飼養場所の設置</p> <p>市は、飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。</p> <p>(3) 避難所における指導</p> <p>県は、避難所を設置する市と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(4) 他自治体への応援要請</p> <p>県は、県単独では愛玩動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき幹事県に応援を要請する。</p> <p>第4章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給</p> <p>第1節 食料の供給</p> <p>第1項 食料の供給体制</p> <p>1 主食の供給</p> <p>(1) 応急用米穀の供給</p> <p>災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省政策統括官が定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施する。</p> <p>① 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」による措置</p> <p>救助法が適用された場合は、次により、知事が政府所有米穀を直接買受けて実施し、又はこれを救助事務を委任した市に引渡し、市長が供給の実施にあたる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 知事は、被災地の場所、状況等を考慮の上、農林水産省政策統括官に必要な量の災害救助用米穀の供給を要請する。</p> <p>ウ 農林水産省政策統括官は、契約の締結を受けて受託事業体に対し、知事又は知事の指示する者(原則として、市長とする。)に必要な災害救助用米穀を引渡すよう指示する。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 交通・通信の途絶のため上記の手続きをとることができない場合であって、緊急の引渡しを必要とするときは、市は、農林水産省政策統括官に直接その引渡しを要請することができる。</p>	<p>② 被災地域を管轄する健康福祉センター(環境保健所)は、飼い主不明や負傷した被災動物について、市、関係機関等と協力して保護し、健康福祉センター(環境保健所)又は動物愛護センターの収容施設に収容する</p> <p>③ 健康福祉センター(環境保健所)は、避難所を設置する市に協力して、飼い主とともに避難したペットの飼育について適正飼養の助言を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>④ 被災地における被災動物の保護・収容・処置等が必要な場合、(公社)山口県獣医師会等に対し、必要な協力を要請する。</p> <p>⑤ 県単独では動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき、幹事県に応援を要請する。</p> <p>(2) 市</p> <p>飼い主とともに避難したペットの収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。</p> <p>第4章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給</p> <p>第1節 食料の供給</p> <p>第1項 食料の供給体制</p> <p>1 主食の供給</p> <p>(1) 応急用米穀の供給</p> <p>災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省農産局長が定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施する。</p> <p>① 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」による措置</p> <p>救助法が適用された場合は、次により、知事が政府所有米穀を直接買受けて実施し、又はこれを救助事務を委任した市に引渡し、市長が供給の実施にあたる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 知事は、被災地の場所、状況等を考慮の上、農林水産省農産局長に必要な量の災害救助用米穀の供給を要請する。</p> <p>ウ 農林水産省農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対し、知事又は知事の指示する者(原則として、市長とする。)に必要な災害救助用米穀を引渡すよう指示する。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 交通・通信の途絶のため上記の手続きをとることができない場合であって、緊急の引渡しを必要とするときは、市は、農林水産省農産局長に直接その引渡しを要請することができる。</p>
--	--

<災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図>



第5章 緊急輸送活動
 第5節 交通規制
 第3項 海上交通規制
 1 被害状況の把握

徳山海上保安部は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、巡視船艇、航空機を活用し、次に掲げる項目に関する情報を積極的に収集する。なお、会場及び沿岸部の被災状況に関する情報収集に支障をきたさない範囲において、陸上における被災状況の情報の収集を行う。

(1)被災状況

- ① 船舶、海洋施設、港湾施設等の被災状況
- ② 水路、航路標識の異常の有無
- ③ 石油コンビナートの被災状況

(2)港内の状況

- ① 在泊船舶の状況
- ② 船舶交通の輻輳状況

(3)被災地周辺海域における船舶交通及び漂流物の状況

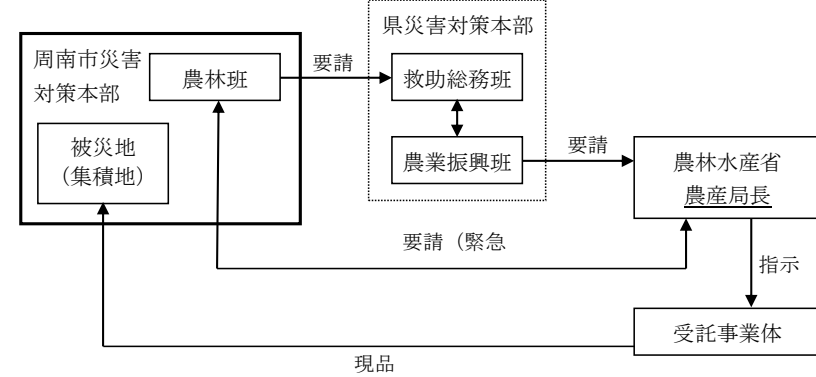
(4)港湾等における避難者の状況

(5)関係機関等の対応状況

(6)その他発災後の応急対策を実施するうえで必要な事項

第7章 自衛隊の災害派遣要請

<災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図>



第5章 緊急輸送活動
 第5節 交通規制
 第3項 海上交通規制
 1 情報の収集及び情報連絡

徳山海上保安部は、被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行うものとし、特に地震災害等にあつては、次に掲げる事項に関する情報収集活動を行うものとする。この場合、航空機による陸上における被害状況に関する情報収集活動の実施については、海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集活動の実施その他海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において行うものとする。

(1)海上及び沿岸部における被害状況

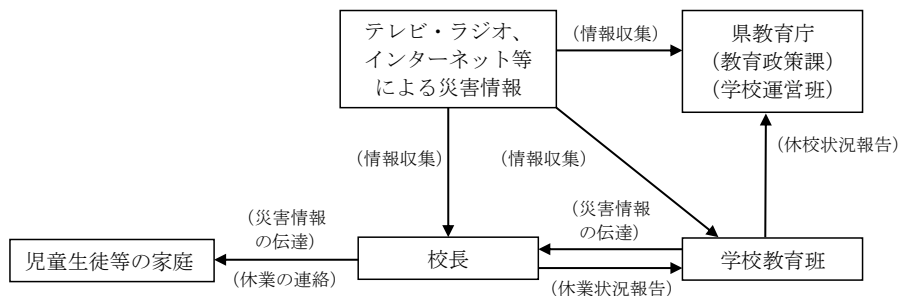
- ① 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- ② 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- ③ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- ④ 石油コンビナートの被害状況
- ⑤ 流出油等の状況
- ⑥ 水路、航路標識の異常の有無
- ⑦ 港湾等における避難者の状況

(2)陸上における被害状況

第7章 自衛隊の災害派遣要請

<p>第1項 災害派遣のケース及び活動内容</p> <p>3 要請の準備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要であり、かつ適当であること。</p> <p>① 救助活動が自衛隊でなければできないと認められるさし迫った必要性(緊急性)があること。</p> <p>② 人命又は財産の保護のための公共性を満たすものであること。</p> <p>③ 自衛隊のほかに災害救助活動について対応できる手段がないこと。</p> <p>第8章 消防防災ヘリコプターの応援要請</p> <p>第1項 活動内容</p> <p>2 救急活動</p> <p>傷病者の救急搬送、医師等の輸送、重態患者の高度医療機関への<u>転送</u>輸送</p> <p>第5編 応急復旧</p> <p>第1章 ライフライン施設の応急復旧</p> <p>第5節 電気通信設備</p> <p>第1項 西日本電信電話株式会社が行う災害時の応急活動体制</p> <p>3 応急対策</p> <p>(1) 災害対策機器の配備</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 応急復旧ケーブル</p> <p>応急復旧用として各種のケーブルを各事業所に<u>配備</u>している。</p> <p>第3章 応急住宅対策</p> <p>第1節 応急仮設住宅の供与</p> <p>第4項 賃貸型応急住宅</p> <p>被害状況等によっては、民間賃貸住宅を救助法の仮設住宅として供与する必要も生じることから、民間賃貸住宅の確保に努める。</p> <p>民間賃貸住宅の確保に関して、(一社)山口県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会山口県本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会及び(公財)日本賃貸住宅管理協会の協力を求めるにあたっては、各団体との協定に基づいて行う。</p> <p>第2節 被災住宅の応急修理</p> <p>第3項 応急修理の方法、基準</p>	<p>第1項 災害派遣のケース及び活動内容</p> <p>3 要請の準備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要であり、かつ適当であること。</p> <p>① 救助活動が自衛隊でなければできないと認められるさし迫った必要性があること。(緊急性)</p> <p>② 人命又は財産の保護のための公共性を満たすものであること。(公共性)</p> <p>③ 自衛隊のほかに災害救助活動について対応できる手段がないこと。(非代替性)</p> <p>第8章 消防防災ヘリコプターの応援要請</p> <p>第1項 活動内容</p> <p>2 救急活動</p> <p>傷病者の救急搬送、医師等の輸送、重態患者の高度医療機関への<u>転院</u>輸送</p> <p>第5編 応急復旧</p> <p>第1章 ライフライン施設の応急復旧</p> <p>第5節 電気通信設備</p> <p>第1項 西日本電信電話株式会社が行う災害時の応急活動体制</p> <p>3 応急対策</p> <p>(1) 災害対策機器の配備</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 応急復旧ケーブル</p> <p>応急復旧用として各種のケーブルを<u>配備</u>している。</p> <p>第3章 応急住宅対策</p> <p>第1節 応急仮設住宅の供与</p> <p>第4項 賃貸型応急住宅</p> <p>被害状況等によっては、民間賃貸住宅を救助法の仮設住宅として供与する必要も生じることから、民間賃貸住宅の確保に努める。</p> <p>民間賃貸住宅の確保に関して、(公社)山口県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会山口県本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会及び(公財)日本賃貸住宅管理協会の協力を求めるにあたっては、各団体との協定に基づいて行う。</p> <p>第2節 被災住宅の応急修理</p> <p>第3項 応急修理の方法、基準</p>
--	--

<p>1 応急修理の方法等</p> <p>(1)市長が、建設業者に請負わせるか又は市直営工事により行う。建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、(一社)山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合及び(一社)山口県電業協会との協定に基づき提供された業者名簿を活用する。</p> <p>(2)応急修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分(居室、炊事場、便所等)に限る。</p> <p>(3)他の者が行う応急修理は排除しない。</p> <p>① 家主が借家を修繕する場合</p> <p>② 親類縁者の相互扶助による場合</p> <p>③ 会社が自社所有の住家(寮、社宅等)を修繕する場合</p> <p>第4章 応急教育活動</p> <p>第1節 文教対策</p> <p>第2項 児童生徒等の安全対策</p> <p>1 応急対策</p> <p>(1)事前対応</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 気象情報の収集</p> <p>学校等は、市教育委員会等及びテレビ・ラジオ、インターネット等から、気象情報等の災害関連情報を収集し、必要に応じ、連絡網により、児童生徒等の家庭に伝達する等の措置を講じる。</p> <p>また、台風等事前に襲来が予測される場合の休校又は自宅待機については、児童生徒等の登校前までに決定し、連絡することとする。</p> <p>なお、校長等は、休校を決定した場合は、市立学校は市教育委員会に、県立学校は県教育庁に、私立学校及び県立大学は県総務部に、その旨の報告を行う。市教育委員会は、県教育庁<u>教育政策課</u>に、休校の状況を報告する。</p>	<p>1 応急修理の方法等</p> <p>(1)市長が、建設業者に請負わせるか又は市直営工事により行う。建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、(一社)山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合及び(一社)山口県電業協会、<u>山口県瓦工事業協同組合及び山口県鳶工業連合会</u>との協定に基づき提供された業者名簿を活用する。</p> <p>(2)<u>大規模災害時において上記の業者で対応できない場合には、(一社)JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合総連合、(一社)日本鳶工業連合会及び(一社)災害復旧職人派遣協会に</u>応援を依頼する。</p> <p>(3)応急修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分(居室、炊事場、便所等)及び<u>屋根</u>の応急対応に限る。</p> <p>(4)他の者が行う応急修理は排除しない。</p> <p>① 家主が借家を修繕する場合</p> <p>② 親類縁者の相互扶助による場合</p> <p>③ 会社が自社所有の住家(寮、社宅等)を修繕する場合</p> <p>第4章 応急教育活動</p> <p>第1節 文教対策</p> <p>第2項 児童生徒等の安全対策</p> <p>1 応急対策</p> <p>(1)事前対応</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 気象情報の収集</p> <p>学校等は、市教育委員会等及びテレビ・ラジオ、インターネット等から、気象情報等の災害関連情報を収集し、必要に応じ、連絡網により、児童生徒等の家庭に伝達する等の措置を講じる。</p> <p>また、台風等事前に襲来が予測される場合の休校又は自宅待機については、児童生徒等の登校前までに決定し、連絡することとする。</p> <p>なお、校長等は、休校を決定した場合は、市立学校は市教育委員会に、県立学校は県教育庁に、私立学校及び県立大学は県総務部に、その旨の報告を行う。市教育委員会は、県教育庁<u>学校運営・施設整備室</u>に、休校の状況を報告する。</p>
--	---



第5章 災害警備活動

第1節 警察による陸上警備

第2項 警備対策(災害警備計画)

1 情報の収集等

(1) (略)

(2) 災害情報の交換

防災関係機関等と連携し、相互の災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。

第2節 海上保安部による海上警備

第3項 通信の確保

徳山海上保安部は、情報通信手段を確保するため、次に掲げる措置を講じる。

第6編 復旧・復興

第2章 公共施設の災害復旧・復興

第2節 災害復旧事業の推進

第5項 災害復旧事業に係る資金の確保

1 国庫負担又は補助

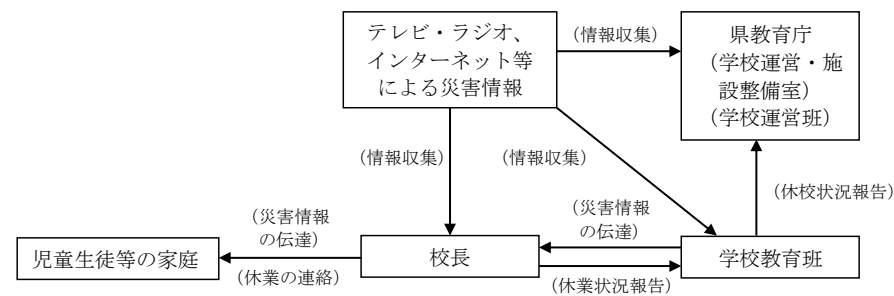
(1)～(17) (略)

(18) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について(平成13年3月16日厚生労働省事務次官通知)

第6項 激甚法に基づく激甚災害の指定促進

2 激甚災害に対する特別な財政措置

(1) (2) (略)



第5章 災害警備活動

第1節 警察による陸上警備

第2項 警備対策(災害警備計画)

1 情報の収集等

(1) (略)

(2) 災害情報の交換

防災関係機関等と連携し、相互に映像等を含めた災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。

第2節 海上保安部による海上警備

第3項 通信の確保

徳山海上保安部は、情報通信手段を確保するため、必要に応じて次に掲げる措置を講じる。

第6編 復旧・復興

第2章 公共施設の災害復旧・復興

第2節 災害復旧事業の推進

第5項 災害復旧事業に係る資金の確保

1 国庫負担又は補助

(1)～(17) (略)

(18) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱

第6項 激甚法に基づく激甚災害の指定促進

2 激甚災害に対する特別な財政措置

(1) (2) (略)

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例(政府系金融機関)

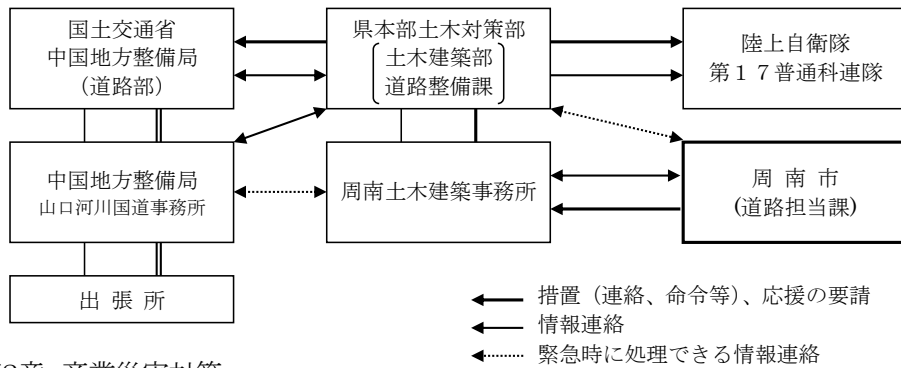
第7編 雪害及びその他の災害対策

第1章 雪害対策

第1節 道路・鉄道の除雪

第2項 道路除雪

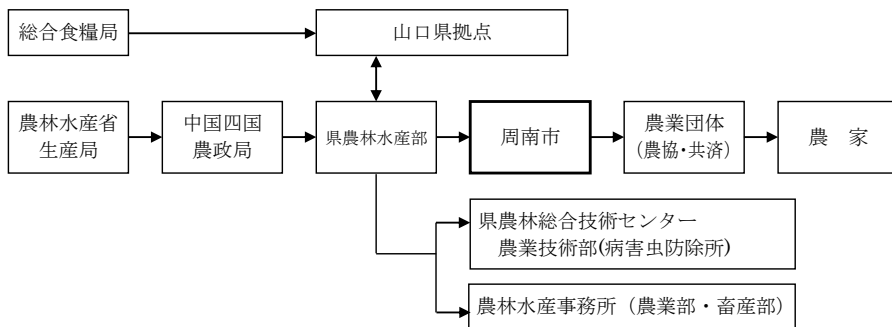
1 対策系統図



第2章 産業災害対策

第3節 農産物対策

第1項 実施機関



(3) 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
(削除)
- ② 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ③ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例(政府系金融機関)

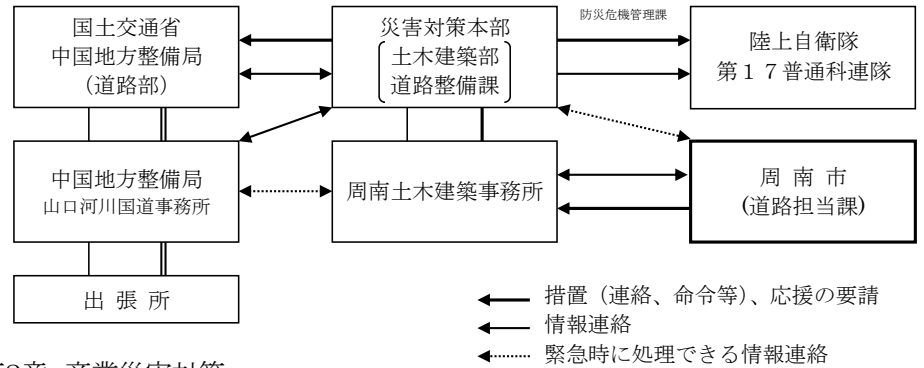
第7編 雪害及びその他の災害対策

第1章 雪害対策

第1節 道路・鉄道の除雪

第2項 道路除雪

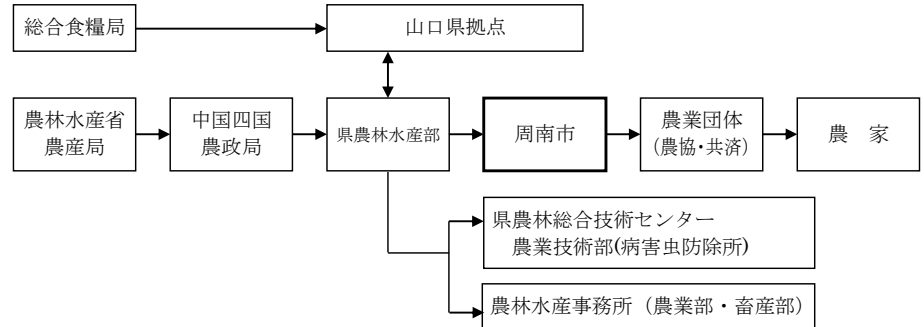
1 対策系統図



第2章 産業災害対策

第3節 農産物対策

第1項 実施機関



<p>第3章 交通災害対策 第1節 海上災害対策 第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策 5 海上災害防止センター (1) (略) (2)海上災害防止センターの保有資機材等 海上災害防止センターは、<u>全国33箇所</u>に排出油防除資材の備蓄基地を設置し、流出油防除作業が迅速に行えるよう必要な態勢を整えている。 山口県内には岩国、徳山下松、宇部、関門の4基地があり、それぞれの基地において基地業務の代行、資材の保管及び運搬の業務実施について、現地業者と契約を締結している。</p> <p>第2節 航空災害対策 第1項 民間航空機災害応急対策活動 1 実施機関 航空機災害が発生した場合、航空会社等が必要な応急対策活動を実施することはもちろんであるが、市内で災害が発生した場合、市(消防本部)、県、警察、<u>海上保安部及び医療機関等</u>は協力して被災者の救助救出、被害の拡大防止・軽減に努める。 市、県、防災関係機関が実施する活動内容については次のとおりである。</p> <p>【震災対策編】 第2編 平常時からの備え 第6章 建築物・公共土木施設等の耐震化 震災時における避難、救護その他応急対策活動の拠点となる建築物等、防災上重要な公共建築物をはじめ、道路、鉄道、港湾、漁港等の輸送施設、上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会経済活動においても重要な役割を果たす。 したがって、それらの公共施設等について、事前の予防措置としての耐震化を進めることが重要であり、施設ごとに耐震性を備えるよう国等が示す設計指針及び山口県公共施設耐震化基本計画等をもとに、耐震性の強化を図っていく。</p>	<p>第3章 交通災害対策 第1節 海上災害対策 第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策 5 海上災害防止センター (1) (略) (2)海上災害防止センターの保有資機材等 海上災害防止センターは、<u>全国45箇所</u>に排出油防除資材の備蓄基地を設置し、流出油防除作業が迅速に行えるよう必要な態勢を整えている。 山口県内には岩国、徳山下松、宇部、関門の4基地があり、それぞれの基地において基地業務の代行、資材の保管及び運搬の業務実施について、現地業者と契約を締結している。</p> <p>第2節 航空災害対策 第1項 民間航空機災害応急対策活動 1 実施機関 航空機災害が発生した場合、航空会社等が必要な応急対策活動を実施することはもちろんであるが、市内で災害が発生した場合、市(消防本部)、県、警察、<u>海上保安部、自衛隊及び医療機関等</u>は協力して被災者の救助救出、被害の拡大防止・軽減に努める。 市、県、防災関係機関が実施する活動内容については次のとおりである。</p> <p>【震災対策編】 第2編 平常時からの備え 第6章 建築物・公共土木施設等の耐震化 震災時における避難、救護その他応急対策活動の拠点となる建築物等、防災上重要な公共建築物をはじめ、道路、鉄道、港湾、漁港等の輸送施設、上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会経済活動においても重要な役割を果たす。 したがって、それらの公共施設等について、事前の予防措置としての耐震化を進めることが重要であり、施設ごとに耐震性を備えるよう国等が示す設計指針、<u>山口県耐震改修促進計画(以下、「耐震改修促進計画」という。)</u>等をもとに、耐震性の強化を図っていく。</p>
--	--

第4編 災害時の対応

第12章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第6節 時間差発生等への対応

第2項 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1～2 (略)

3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

2 災害本部体制の見直しに伴うもの

第3編 平常時からの備え

第1章 市の体制

第1節 市の災害対策体制

第1項 配備体制

1 地震対策の場合

区 分	第1警戒体制	第2警戒体制	災害対策本部体制(非常体制)
配備基準	ア 市域(市域の一部の場合を含む)で震度3の揺れが発生したとき イ 震度2の場合でも、 (ア) 2日以内に市内で総雨量70ミリ以上を観測しているとき (イ) 1ヶ月以内に市内で震度4以上の揺れを観測して	ア 市域(市域の一部の場合を含む)で震度4の揺れが発生したとき イ 震度4未満の場合でも局地的な災害が発生し、なお拡大のおそれがあるとき	ア 市域(市域の一部の場合を含む)で震度5弱以上の揺れが発生したとき イ 震度5未満の場合でも市域に相当規模の被害が発生し、又は災害が予想されるとき

第4編 災害時の対応

第12章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第6節 時間差発生等への対応

第2項 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1～2 (略)

3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

2 災害本部体制の見直しに伴うもの

第3編 平常時からの備え

第1章 市の体制

第1節 市の災害対策体制

第1項 配備体制

1 地震対策の場合

区 分	第1警戒体制	第2警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制(非常体制)
配備基準	ア 市域(市域の一部の場合を含む)で震度3の揺れが発生したとき イ 震度2の場合でも、 (ア) 2日以内に市内で総雨量70ミリ以上を観測しているとき (イ) 1ヶ月以内に市内で震度4以上の揺れを観測して	ア 市域(市域の一部の場合を含む)で震度4の揺れが発生したとき イ 震度4未満の場合でも局地的な災害が発生し、なお拡大のおそれがあるとき	ア 市域(市域の一部の場合を含む)で震度5弱の揺れが発生したとき イ 震度5弱未満の場合でも相当規模の被害が発生し、又は災害が予想されるとき	ア 市域(市域の一部の場合を含む)で震度5強以上の揺れが発生したとき イ 震度5強未満の場合でも、市全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき。又はこれらが予想されるとき

	いるとき (ウ) 1ヶ月以内に市内で大規模な土砂災害が発生しているとき		
職務内容	主として、災害の拡大を防止するための、必要な準備の開始及び災害情報の収集活動を行う	情報収集、防災関係機関との連絡活動、災害予防応急措置等を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に移行する	ア 市の総力を挙げて災害対策に取り組む体制 イ 全職員による体制（本部各班等も出動）
配備職員	あらかじめ所属長が指名した職員（輪番による）	あらかじめ所属長が指名した職員（輪番による）	全職員（自発的に登庁）

3 その他関係機関等からの意見等を踏まえたもの

【本編】

第1編 総則

第1章 計画の方針

第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置

	いるとき (ウ) 1ヶ月以内に市内で大規模な土砂災害が発生しているとき			
職務内容	主として、災害の拡大を防止するための、必要な準備の開始及び災害情報の収集活動を行う	情報収集、防災関係機関との連絡活動、災害予防応急措置等を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに警戒体制に移行する	<u>事態の推移を予測し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施する</u>	ア 市の総力を挙げて災害対策に取り組む体制 イ 全職員による体制（本部各班等も出動）
配備職員	あらかじめ所属長が指名した職員（輪番による）	あらかじめ所属長が指名した職員（輪番による）	<u>災害の規模に応じ、</u> <u>ア 配備課所の職員の一部</u> <u>又は全員</u> <u>イ 本部各班等、応援が必要な場合は、ア以外の課所の職員の一部</u>	全職員（自発的に登庁）

3 その他関係機関等からの意見等を踏まえたもの

【本編】

第1編 総則

第1章 計画の方針

第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置

1～2 (略)

3 山口県・出先機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(略)	
周南農林水産事務所	(1) (略) (2) <u>災害用主食の調達及び副食の確保に関すること。</u> (3)～(8) (略)
(略)	

第2編 平常時からの備え

第2章 防災活動の促進

第2節 自主防災組織の育成

第2項 自主防災組織の活動

1 平常時の活動(例)

(1)～(5) (略)

地区防災計画作成済地区

桜木地区自主防災協議会	戸田地区自主防災協議会	周陽地区自主防災協議会
中須地区自主防災協議会	長穂地区自主防災協議会	大河内地区自主防災協議会
夜市地区・自主(守)防災協議会	須々万地区自主防災協議会	勝間地区自主防災協議会

第6章 産業災害の予防

第1節 化学工場等における災害予防

第2項 自主防災組織の確立

1 (略)

2 企業相互間の連携体制の強化

(1) 平常時における連携体制の整備

① (略)

② 平常時における連絡協調

ア 相互通報に関する事項

・ばい煙、ばいじん等を異常に発生させるおそれのある場合

第2節 危険物等災害予防

第2項

1 (略)

1～2 (略)

3 山口県・出先機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(略)	
周南農林水産事務所	(1) (略) (2) <u>(削除)</u> (3)～(7) (略)
(略)	

第2編 平常時からの備え

第2章 防災活動の促進

第2節 自主防災組織の育成

第2項 自主防災組織の活動

1 平常時の活動(例)

(1)～(5) (略)

地区防災計画作成済地区

桜木地区自主防災協議会	戸田地区自主防災協議会	周陽地区自主防災協議会
中須地区自主防災協議会	長穂地区自主防災協議会	大河内地区自主防災協議会
夜市地区・自主(守)防災協議会	須々万地区自主防災協議会	勝間地区自主防災協議会
和田地区自主防災協議会		

第6章 産業災害の予防

第1節 化学工場等における災害予防

第2項 自主防災組織の確立

1 (略)

2 企業相互間の連携体制の強化

(1) 平常時における連携体制の整備

① (略)

② 平常時における連絡協調

ア 相互通報に関する事項

・ばい煙等を異常に発生させるおそれのある場合

第2節 危険物等災害予防

第2項

1 (略)

2 石油類等の危険物及び危険物施設の現況
 市内には、瀬戸内海沿岸の工業地帯を中心として、危険物製造所等が2, 178存在(令和4年1月1日現在)している。

第3編 災害発生に備える

第1章 市の体制

第3節 市の備災活動

5 市の業務分掌

災害救助部 (こども・福祉部長) (副：健康医療部長)	要支援者対策班 (高齢者支援課長)	高齢者支援課 障害者支援課	1 災害時要支援者の被害状況の調査並びに避難所への保護に関すること 2 福祉施設入所者の避難に関すること 3 災害時要支援被災者受入れのための各施設との連絡調整に関すること 4 福祉施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること
	(略)		
	次世代政策班 (次世代政策課長)	次世代政策課 こども支援課	1 課の災害対策関連事務の処理に関すること 2 保育園・幼稚園園児の安全確保及び避難対策に関すること 3 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること
(略)			

2 石油類等の危険物及び危険物施設の現況
 市内には、瀬戸内海沿岸の工業地帯を中心として、危険物製造所等が2, 165存在(令和5年1月1日現在)している。

第3編 災害発生に備える

第1章 市の体制

第3節 市の備災活動

5 市の業務分掌

災害救助部 (こども・福祉部長) (副：健康医療部長)	要配慮者支援班 (高齢者支援課長)	高齢者支援課 障害者支援課	1 災害時要配慮者の被害状況の調査並びに避難所への保護に関すること 2 福祉施設入所者の避難に関すること 3 災害時要配慮被災者受入れのための各施設との連絡調整に関すること 4 福祉施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること
	(略)		
	次世代政策班 (次世代政策課長)	次世代政策課 こども支援課	1 課の災害対策関連事務の処理に関すること 2 保育園・幼稚園及び認定こども園園児の安全確保及び避難対策に関すること 3 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること
(略)			

第2章 災害情報の収集・伝達

第1節 気象警報・注意報等

特別警報・警報・注意報等の概要

種 類	概 要
(略)	
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、 <u>府県気象情報の一種として都道府県と気象庁が共同で発表する。実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認するなど、自らの避難が必要な警戒レベル4に相当。</u>
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中 <u>二次細分区域</u> において、キキクル（警報の危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（警報の危険度分布）で確認する必要がある。
(略)	
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、 <u>雷注意報が発表されている状況下において、</u> 竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に山口県「中部」などの地域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高

第2章 災害情報の収集・伝達

第1節 気象警報・注意報等

特別警報・警報・注意報等の概要

種 類	概 要
(略)	
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、都道府県と気象庁が共同で発表する。実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、 <u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
(略)	
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に山口県「中部」などの地域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。

まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

特別警報発表基準

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断される。

第4節 通信の運用

第2項 通信の確保

1～2 (略)

3 通信の確保が困難な場合

(1) 電話・電報施設の優先利用

① 一般電話及び電報

事 項	対 策
(略)	
2 非常・緊急扱い電報	「天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合」の電報については、「非常扱いの電報」として、全ての電報に優先して取り扱われる。また、非常電報で発信するものを除き、公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする電報については、「緊急扱い電報」とし、他の電報（非常扱いの電報を除く）に先立って取り扱われる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">電報の申し込み 発信人（発信機関）は、「非常電報」又は「緊急電報」であることを電報サービス取扱所（NTTの支店又は営業所）に申し出るものとし、電報発信紙の欄外余白に、「非常」又は「緊急」と朱書きして差出す。電話による申し込みは、115番ダイヤルで受け付ける。</div>

第3章 災害時の広報

第1節 市が行う広報

1 広報の方法

(1)～(11) (略)

(12) 市ホームページ、SNS

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

特別警報発表基準

(注) 発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断される。

第4節 通信の運用

第2項 通信の確保

1～2 (略)

3 通信の確保が困難な場合

(1) 電話・電報施設の優先利用

① 一般電話及び電報

事 項	対 策
(略)	
2 非常・緊急扱い電報	「天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合」の電報については、「非常扱いの電報」として、全ての電報に優先して取り扱われる。また、非常電報で発信するものを除き、公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする電報については、「緊急扱い電報」とし、他の電報（非常扱いの電報を除く）に先立って取り扱われる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">電報の申し込み 非常扱いの電報又は緊急扱いの電報受付電話番号 115 番に申し出る。その際、発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出るものとする。</div>

第3章 災害時の広報

第1節 市が行う広報

1 広報の方法

(1)～(11) (略)

(12) 市ホームページ、SNS、テレビのデータ放送

2～5 (略)

6 情報、資料の収集及び広報資料の作成

(1)～(2) (略)

(3) 市民に対する災害広報の実施方法

広報する事項	実施主体	広報手段	備考
(1) 気象情報等の周知及び防災上の一般的注意事項 (2) 被害状況、応急対策の状況及び住民の一般的注意事項	市 県 気象台 防災関係機関	(1) 報道機関へ依頼 (2) 防災行政無線の活用 (3) 広報車巡回 (4) 広報紙への掲載 (5) チラシ、掲示による周知 (6) 各種組織へ依頼 (7) アマチュア無線局への依頼 (8) 市ホームページ、SNS	① 必要に応じ、民間広報車の借上を行う。 ② 自治会等の組織に依頼する。

第7章 火災対策

第2節 林野火災対策

第7項 災害広報

1 (略)

2 伝達手段

(1)～(4) (略)

(5) 追加

第4編 災害時の対応

第5章 緊急輸送活動

第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第3項 広域輸送拠点等の整備

1 輸送拠点

区分	施設名称	所在地	管理者	備考
陸上輸送基地	(略)		市	広域輸送拠点

2～5 (略)

6 情報、資料の収集及び広報資料の作成

(1)～(2) (略)

(3) 市民に対する災害広報の実施方法

広報する事項	実施主体	広報手段	備考
(1) 気象情報等の周知及び防災上の一般的注意事項 (2) 被害状況、応急対策の状況及び住民の一般的注意事項	市 県 気象台 防災関係機関	(1) 報道機関へ依頼 (2) 防災行政無線の活用 (3) 広報車巡回 (4) 広報紙への掲載 (5) チラシ、掲示による周知 (6) 各種組織へ依頼 (7) アマチュア無線局への依頼 (8) 市ホームページ、SNS、 <u>テレビのデータ放送</u>	① 必要に応じ、民間広報車の借上を行う。 ② 自治会等の組織に依頼する。

第7章 火災対策

第2節 林野火災対策

第7項 災害広報

1 (略)

2 伝達手段

(1)～(4) (略)

(5) 市ホームページ、SNS等

第4編 災害時の対応

第5章 緊急輸送活動

第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第3項 広域輸送拠点等の整備

1 輸送拠点

区分	施設名称	所在地	管理者	備考
陸上輸送基地	(略)		市	広域輸送拠点

	徳山高等学校徳山北 分校	大字須々万奥 430-1	物資集積配分 拠点
	(略)		
	富田中学校	大字富田 2703-1	
	(略)		
(略)			

第6章 防災関係機関相互の連携

第2節 平常時からの備え

第6項 海上保安部との連携体制

海上での災害、海上輸送等における応急対策活動が円滑に実施できるよう、徳山海上保安部との間の連携体制を整備しておく。

- ・徳山海上保安部 0834-31-0110 (代表電話)
0834-21-4999 (緊急情報専用)

第11章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法の適用

第1項 災害救助法による救助の実施

- 1 (略)
- 2 実施機関
 - (1)～(3) (略)
 - (4) 委任の範囲及び市の実施区分は、次のとおりである。
1～11 (略)
- 12 遺体の搜索

第5編 応急復旧

第1章 ライフライン施設の応急復旧

第1節 電力施設

第1項 中国電力ネットワーク株式会社が実施すべき応急対策

- 1 (略)
- 2 災害発生時の防災体制
 - ① 防災体制発令基準 (周南ネットワークセンター)

区分	発令基準
----	------

	須々万中学校	大字須々万本郷 10362-5	物資集積配分 拠点
	(略)		
	富田中学校	富田新町二丁目 2 番5号	
	(略)		
(略)			

第6章 防災関係機関相互の連携

第2節 平常時からの備え

第6項 海上保安部との連携体制

海上での災害、海上輸送等における応急対策活動が円滑に実施できるよう、徳山海上保安部との間の連携体制を整備しておく。

- ・徳山海上保安部 0834-31-0110 (代表電話)
(削除)

第11章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法の適用

第1項 災害救助法による救助の実施

- 1 (略)
- 2 実施機関
 - (1)～(3) (略)
 - (4) 委任の範囲及び市の実施区分は、次のとおりである。
1～11 (略)
- 12 行方不明者の搜索

第5編 応急復旧

第1章 ライフライン施設の応急復旧

第1節 電力施設

第1項 中国電力ネットワーク株式会社が実施すべき応急対策

- 1 (略)
- 2 災害発生時の防災体制
 - ① 防災体制発令の考え方 (山口ネットワークセンター)

区分	発令基準
----	------

警戒体制	ア 担当区域に大規模な被害が予測される場合 イ 担当区域に被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合
非常体制	ア 担当区域に大規模な被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合
特別非常体制 (特別災害対策室)	ア 担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど、社会的影響が非常に大きい場合 イ 担当区域の現業機関に広範囲に特別非常体制が発令された場合

3 災害応急対策

対策事項	実施する措置
(略)	(略)
(3) 災害時における市への情報伝達	<p>①～② (略)</p> <p>③ 伝達系統図</p> <p>ア 山口ネットワークセンター及び市に災害対策本部が設置された場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 中国電力ネットワーク(株) 山口ネットワークセンター 災害対策本部広報班 TEL 080-6302-2307 FAX 083-921-3527 </div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 市(防災危機管理課) TEL 0834-22-8208 FAX 0834-22-8806 </div> </div> <p>イ ア以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間内 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> ①中国電力ネットワーク(株) 山口ネットワークサービスセンター TEL0120-611-908 </div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 市(防災危機管理課) TEL 0834-22-8208 FAX 0834-22-8806 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> ②中国電力ネットワーク(株) 山口ネットワークセンター ネットワークサービス課 TEL 083-921-3644 FAX 083-921-3521 </div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 市(防災危機管理課) TEL 0834-22-8208 FAX 0834-22-8806 </div> </div>

警戒体制	ア 担当区域に一定の被害が予測される場合 イ 担当区域に被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合
非常体制	ア 担当区域に大規模な被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合
特別非常体制	ア 担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど、社会的影響が非常に大きい場合

3 災害応急対策

対策事項	実施する措置
(略)	(略)
(3) 災害時における市への情報伝達	<p>①～② (略)</p> <p>③ 伝達系統図</p> <p>ア 山口ネットワークセンター及び市に災害対策本部が設置された場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 中国電力ネットワーク(株) 山口ネットワークセンター 災害対策本部広報班 TEL 083-921-3644 FAX 083-921-3521 </div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 市(防災危機管理課) TEL 0834-22-8208 FAX 0834-22-8806 </div> </div> <p>イ ア以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間内 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> ①中国電力ネットワーク(株) ネットワークサービスセンター TEL0120-611-908 </div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 市(防災危機管理課) TEL 0834-22-8208 FAX 0834-22-8806 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> ②中国電力ネットワーク(株) 山口ネットワークセンター ネットワークサービス課 TEL 083-921-3644 FAX 083-921-3521 </div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 市(防災危機管理課) TEL 0834-22-8208 FAX 0834-22-8806 </div> </div>

(略)	
(8) ダム・ゲート等の管理	① 河川法及び電気事業法に基づく社内規定等による。 ② 特に、ダム放流にあたっては、危険防止のため一般への周知、関係機関に対する通報・通知を迅速確実に行う。
(9) 災害時における広報	① 広報活動 災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。 ② 広報の方法 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 災害復旧対策

- (1) (略)
- (2) 復旧順位は、系統及び負荷の重要性等を考慮し、復旧効果の大なるものから行うが、原則として次の方針による。

①電源側

主要水・火力電源に関連する送変電設備並びに超高压系統に関連する送変電設備を優先し、次いでその他電源とする。

第7編 雪害及びその他の災害対策

第2章 産業災害対策

第3節 農産物対策

(略)	
(削除)	(削除)
(8) 災害時における広報	① 広報活動 災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。 ② 広報の方法 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、 <u>中国電力ネットワークホームページやSNS、停電情報アプリ等の活用</u> や広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 災害復旧対策

- (1) (略)
- (2) 復旧順位は、系統及び負荷の重要性等を考慮し、復旧効果の大なるものから行うが、原則として次の方針による。

①電源側

主要水・火力電源に関連する送変電設備並びに超高压系統に関連する送変電設備を優先し、次いでその他電源とする。

第7編 雪害及びその他の災害対策

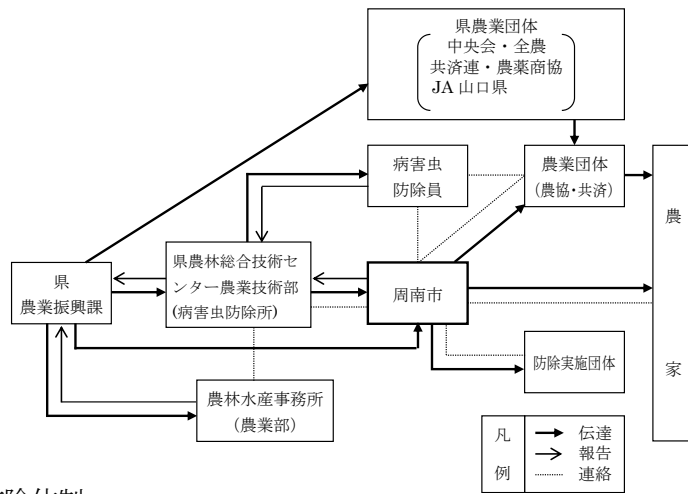
第2章 産業災害対策

第3節 農産物対策

第2項 病虫害防除対策(植物検疫法)

1 病虫害発生予察

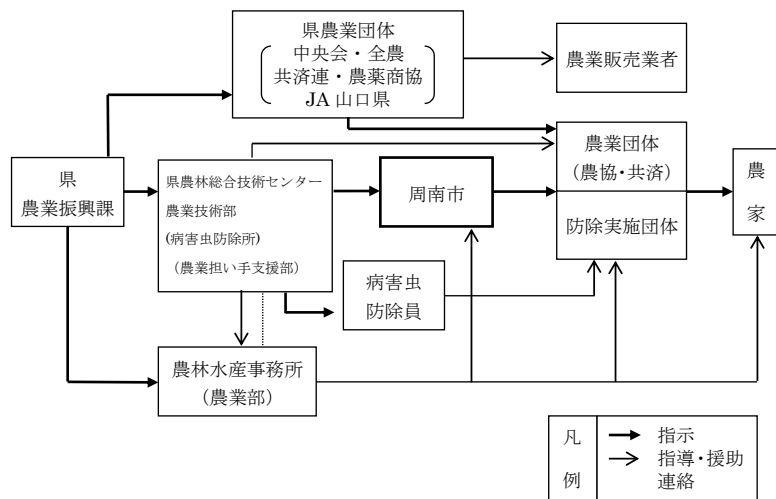
予察実施体系は、次のとおり



2 県の防除体制

(1)～(2) (略)

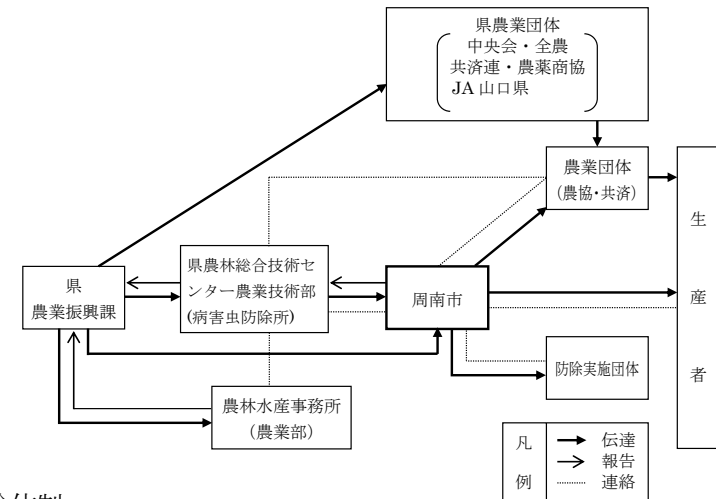
(3) 病虫害防除対策実施体系図



第2項 病虫害防除対策(植物防疫法)

1 病虫害発生予察

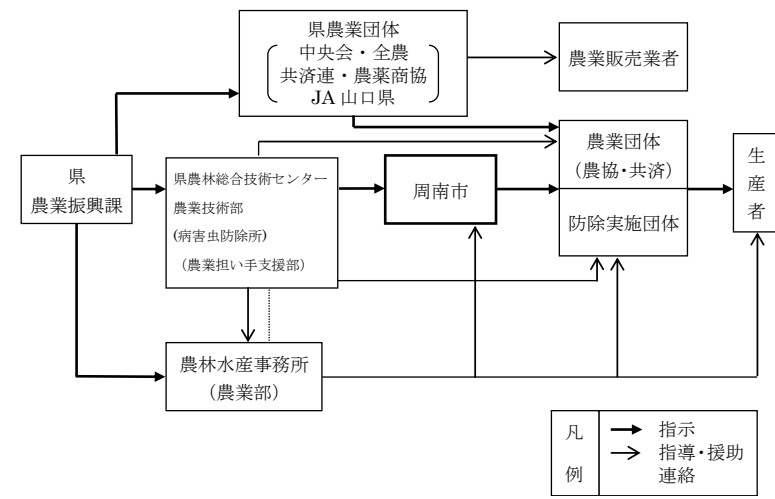
予察実施体系は、次のとおり



2 県の防除体制

(1)～(2) (略)

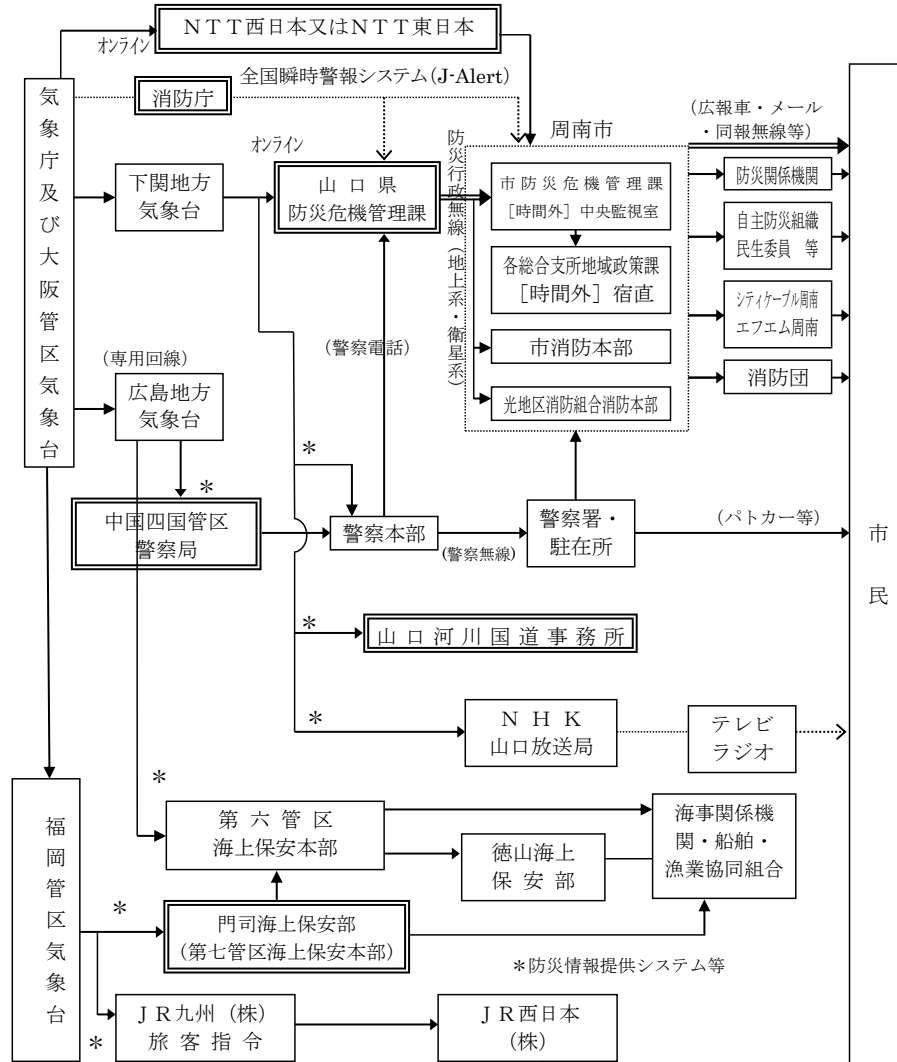
(3) 病虫害防除対策実施体系図



<p>第3項 県が行う種子、種苗の確保供給(主要農作物種子法)</p> <p>【震災対策編】</p> <p>第2編 平常時からの備え</p> <p>第6章 建築物・公共土木施設等の耐震化</p> <p>第2節 ライフライン施設の耐震化</p> <p>第1項 電気</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 変電設備</p> <p><u>機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。</u></p> <p>第3編 災害発生に備える</p> <p>第2章 災害情報の収集・伝達</p> <p>第1節 災害情報計画</p>	<p>第3項 県が行う種子、種苗の確保供給(山口県主要農作物種子生産実施要綱)</p> <p>【震災対策編】</p> <p>第2編 平常時からの備え</p> <p>第6章 建築物・公共土木施設等の耐震化</p> <p>第2節 ライフライン施設の耐震化</p> <p>第1項 電気</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 変電設備</p> <p><u>機器の耐震は、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づく設計をベースに、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案して設計を行う。</u></p> <p>第3編 災害発生に備える</p> <p>第2章 災害情報の収集・伝達</p> <p>第1節 災害情報計画</p>
---	--

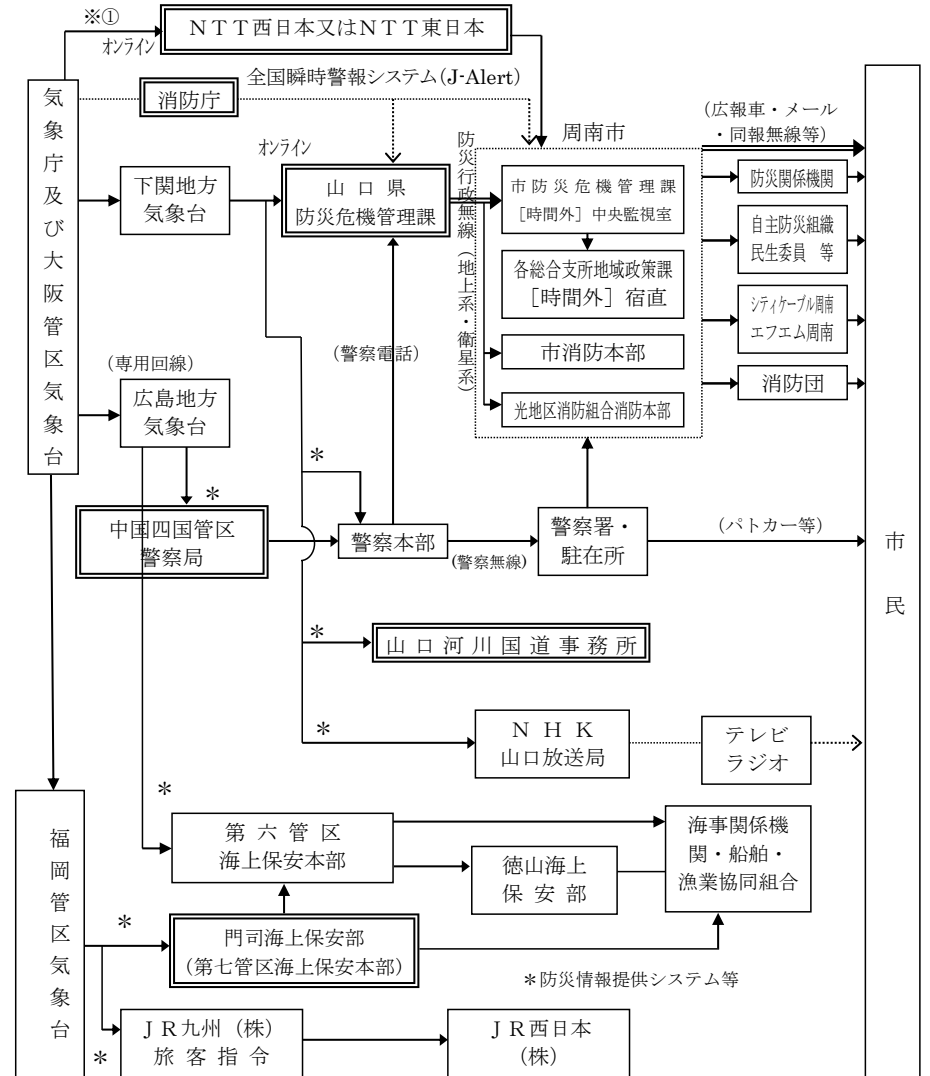
第1項 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報に係る伝達

＜気象台からの大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報伝達系統図＞



第1項 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報に係る伝達

＜気象台からの大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報伝達系統図＞



※①気象業務法施行令第8条の規定により地震に関する情報を除く。

第2項 関係機関による措置事項

1 気象台の措置事項

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

①～② (略)

③ 津波警報

発表される場合	内容
(略)	
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	(略)

④ (略)

⑤ 地震情報の種類とその内容

情報の種類	発表基準	内 容
(略)		
推計震度分布 図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 1km四方ごとに推計した震度(4以上)を図 情報として発表

第2項 関係機関による措置事項

1 気象台の措置事項

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

①～② (略)

③ 津波警報

発表される場合	内容
(略)	
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき	(略)

④ (略)

⑤ 地震情報の種類とその内容

情報の種類	発表基準	内 容
(略)		
推計震度分布 図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 250m四方ごとに推計した震度(4以上)を 図情報として発表